

(素案)

山 口 県 山 村 振 興 基 本 方 針

令和 年(年) 月

山 口 県

目 次

I 地域の概況	1
1 自然的条件等	1
(1) 地勢・気候	1
(2) 県土における振興山村の位置付け	1
(3) 振興山村の県土管理	3
2 山村社会の動向等	4
(1) 人口の減少と高齢化	4
(2) 産業の動向	6
II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	7
1 振興山村の課題	7
2 山村振興対策の実施状況	7
III 振興の基本方針及び振興施策	7
(方針事項)	
① 交通施策に関する基本的事項	8
② 情報通信施策に関する基本的事項	9
③ 産業基盤施策に関する基本的事項	9
④ 産業振興施策に関する基本的事項	9
⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項	10
⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	10
⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	10
⑧ 文教施策に関する基本的事項	11
⑨ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	12
⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項	12
⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項	13
⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	13
IV 他の地域振興等に関する計画との関連	13
(参考資料) 用語解説	14

※本文中に*がついた用語は、(参考資料)用語解説に解説を記載しています。

都道府県名	山口県
作成年度	令和7年度

I 地域の概況

1 自然的条件等

(1) 地勢・気候

本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、東は広島・島根の両県に接し、西及び北は響灘・日本海、南は瀬戸内海に面し、関門海峡を隔てて福岡県と対しています。

年平均気温は、13～17℃、年平均降水量は、1,600～2,300mmで、気候によって3つの地域に区分されます。瀬戸内海沿岸地域は年間を通じて晴天が多く、降水量が少ない温暖少雨の気候です。日本海沿岸地域は冬に曇天が多いものの比較的温暖で積雪量は少なめです。内陸山間地域は、他の地域と比較して気温が低く、降水量は多めです。

(2) 県土における振興山村の位置付け

本県の19市町のうち、8市が振興山村*地域を有しています。

振興山村*の指定単位である昭和25年（1950年）2月1日現在の旧市町村数で見た場合には、184旧市町村のうち25.5%となる47旧町村が指定されています。

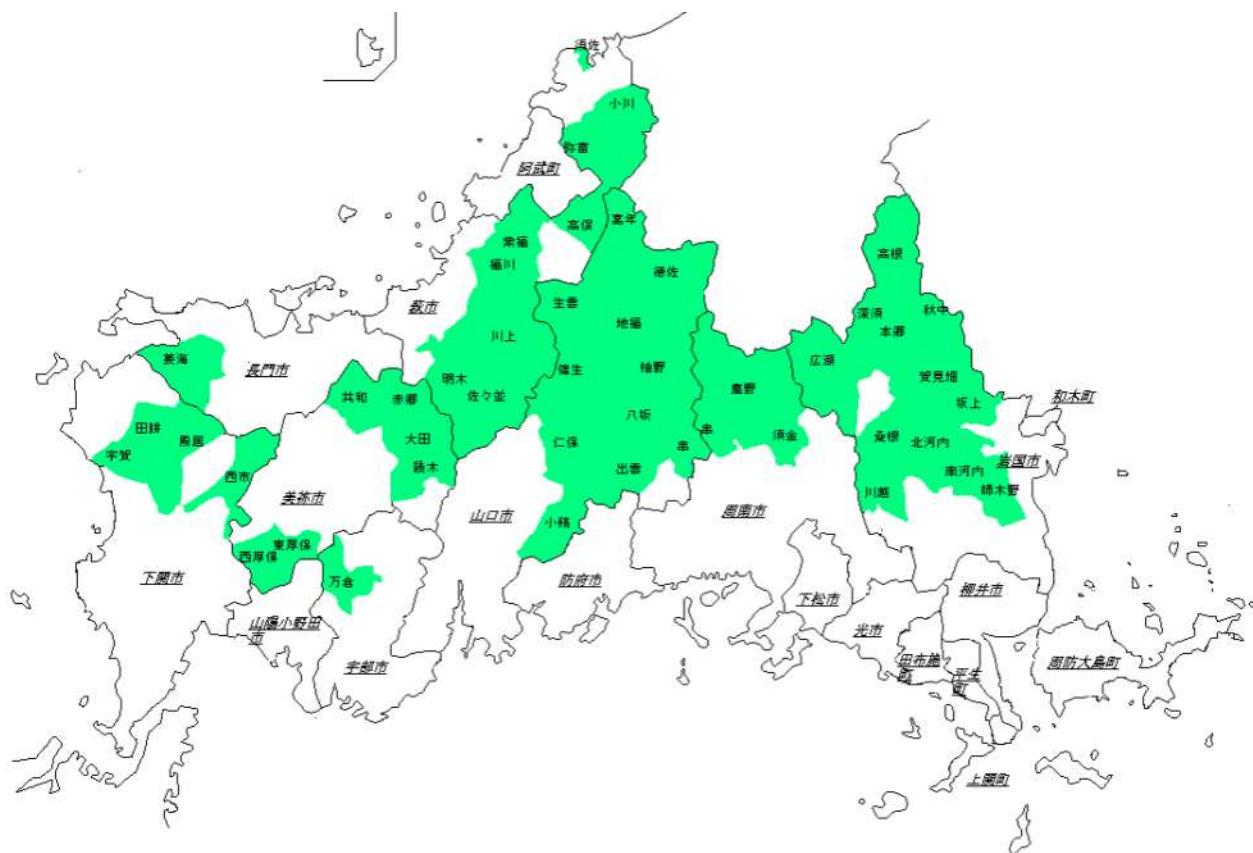
振興山村*地域の人口は、県人口の3.6%ですが、面積は、県土の38.4%を占めています。

○概況

区分	振興山村	全県	振興山村／全県	備考
市町数	8	19	42.1%	H27.4.1現在
旧市町村数	47	184	25.5%	S25(1950年).2.1現在
人口	47,775人	1,342,059人	3.6%	R2国勢調査（総務省）
面積	2,347.93km ²	6,112.53km ²	38.4%	R2世界農林業センサス（農林水産省）等
人口密度	20人/km ²	220人/km ²	—	

〔本県の振興山村*の指定状況〕

令和7年4月1日現在



市町名	指定地域名（旧市町村名）
岩国市	(岩国市) 北河内村、南河内村、師木野村 (本郷村) 本郷村 (周東町) 川越村 (錦町) 広瀬村、深須村、高根村 (美川町) 桑根村 (美和町) 秋中村、賀見畠村、坂上村
周南市	(鹿野町) 須金村、鹿野町、串村
山口市	(山口市) 仁保村、小鯖村 (徳地町) 出雲村、串村、八坂村、柚野村 (阿東町) 篠生村、生雲村、地福村、徳佐村、嘉年村
宇部市	(楠町) 万倉村
美祢市	(美祢市) 東厚保村、西厚保村 (美東町) 大田町、綾木村、赤郷村 (秋芳町) 共和村
下関市	(豊田町) 殿居村、西市町 (豊北町) 宇賀村、田耕村
長門市	(油谷町) 菱海村
萩市	(川上村) 川上村 (田万川町) 須佐町、小川村 (むつみ村) 高俣村 (須佐町) 弥富村 (旭村) 明木村、佐々並村 (福栄村) 福川村、紫福村

[指定要件]

- ・旧市町村（昭和 25 年（1950 年）2 月 1 日時点の市町村）単位に林野率（昭和 35 年（1960 年）75% 以上かつ人口密度（昭和 35 年（1960 年））1.16 人／町歩未満等

(3) 振興山村の県土管理

振興山村*は主に県土の脊梁（せきりょう）地帯*に位置しており、特に、振興山村*の総面積の86.2%を占める森林については、適切な施業を通じた維持管理が必要となっています。また、経営耕地面積は、漸減（ぜんげん）傾向にありますが、全県より減少率が小さくなっています。

○本県の振興山村地域の林野及び経営耕地面積の概要（令和2年）

区分	振興山村	全県	振興山村／全県
総面積 (km ²)	2,347.93	6,112.53	38.4%
林野面積 (km ²) (総面積に占める割合)	2,023.38 (86.2%)	4,397.38 (71.9%)	46.0%
経営耕地面積 (km ²) (総面積に占める割合)	73.78 (3.1%)	253.30 (4.1%)	29.1%

資料：R2 世界農林業センサス（農林水産省）

振興山村は市町調べ及び一部推計値（平成27年から令和2年の市町単位の変化分を按分）

○本県の経営耕地面積

（単位：km²）

区分	合計		田		畠		樹園地	
	H22 (2010)	R2 (2020)	H22 (2010)	R2 (2020)	H22 (2010)	R2 (2020)	H22 (2010)	R2 (2020)
振興山村	91.89	73.78	82.41	67.30	5.81	4.29	3.67	2.19
全県	325.63	253.30	282.70	223.08	23.77	19.48	19.15	10.74
振興山村 ／全県	28.2%	29.1%	29.2%	30.2%	24.4%	22.0%	19.2%	20.4%

資料：「世界農林業センサス」（農林水産省）

2 山村社会の動向等

(1) 人口の減少と高齢化

人口は、山村振興法が制定された昭和40年（1965年）から令和2年（2020年）までの55年間で、全県が13.0%の減少に対し、振興山村*では60.5%も減少しており、人口減少が著しく進行しています。

15歳から64歳までの人口は、同じ55年間で全県が31.0%の減少に対し、振興山村*では73.2%も減少しています。

また、14歳以下の人口は、同じ55年間で全県が60.8%の減少に対し、振興山村*は90.5%も減少しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、同じ55年間では全県の増加率が振興山村*を上回るもの、高齢者の占める割合では全県の34.8%を大きく上回る52.0%となっており、高齢化が進んでいます。

○人口の推移 (単位:人、%)

区分		S40(1965)	H12(2000)	H22(2010)	R2(2020)	R2/S40
振興山村	0~14歳 (比率)	32,983 (27.3)	8,536 (11.3)	5,389 (8.8)	3,146 (6.6)	9.5
	15~64歳 (比率)	73,699 (61.0)	41,250 (54.8)	30,937 (50.3)	19,729 (41.4)	26.8
	65歳~ (比率)	14,140 (11.7)	25,559 (33.9)	25,187 (40.9)	24,820 (52.0)	175.5
	合計 (比率)	120,822 (100.0)	75,345 (100.0)	61,529 (100.0)	47,775 (100.0)	39.5
山口県	0~14歳 (比率)	391,400 (25.4)	213,578 (14.0)	184,049 (12.7)	153,608 (11.6)	39.2
	15~64歳 (比率)	1,029,200 (66.7)	974,131 (63.8)	857,956 (59.3)	709,992 (53.6)	69.0
	65歳~ (比率)	122,800 (7.9)	339,836 (22.2)	404,694 (28.0)	459,957 (34.8)	374.6
	合計 (比率)	1,543,400 (100.0)	1,527,964 (100.0)	1,451,338 (100.0)	1,342,059 (100.0)	87.0

資料:H22までの振興山村は「山村カード調査」（農林水産省）、その他は「国勢調査」（総務省）

(注) 合計の数値は、年齢不詳のものを含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

図1 年齢別人口の推移

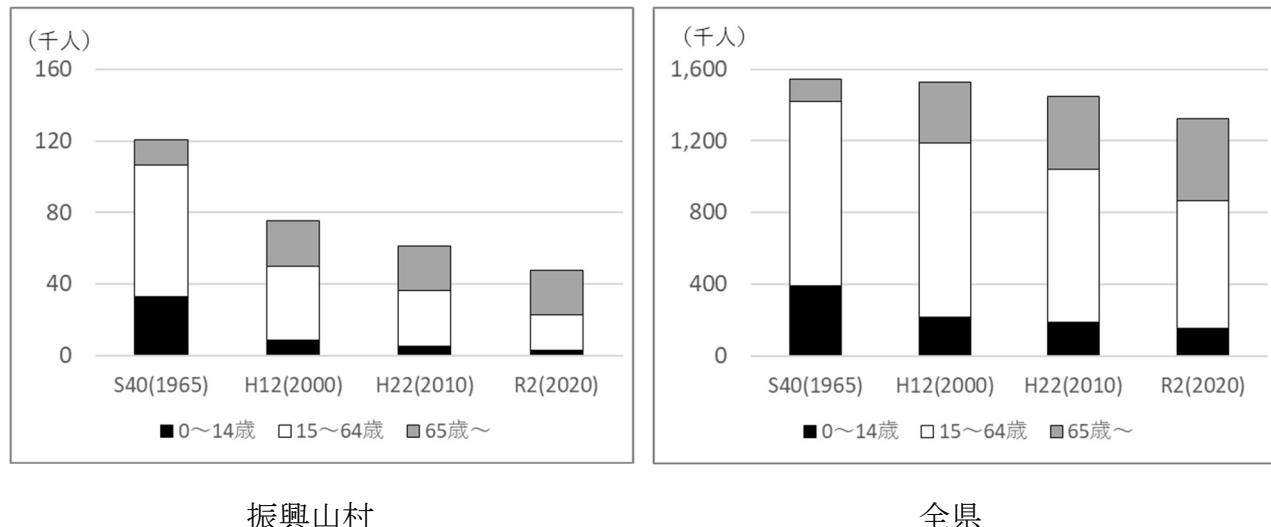
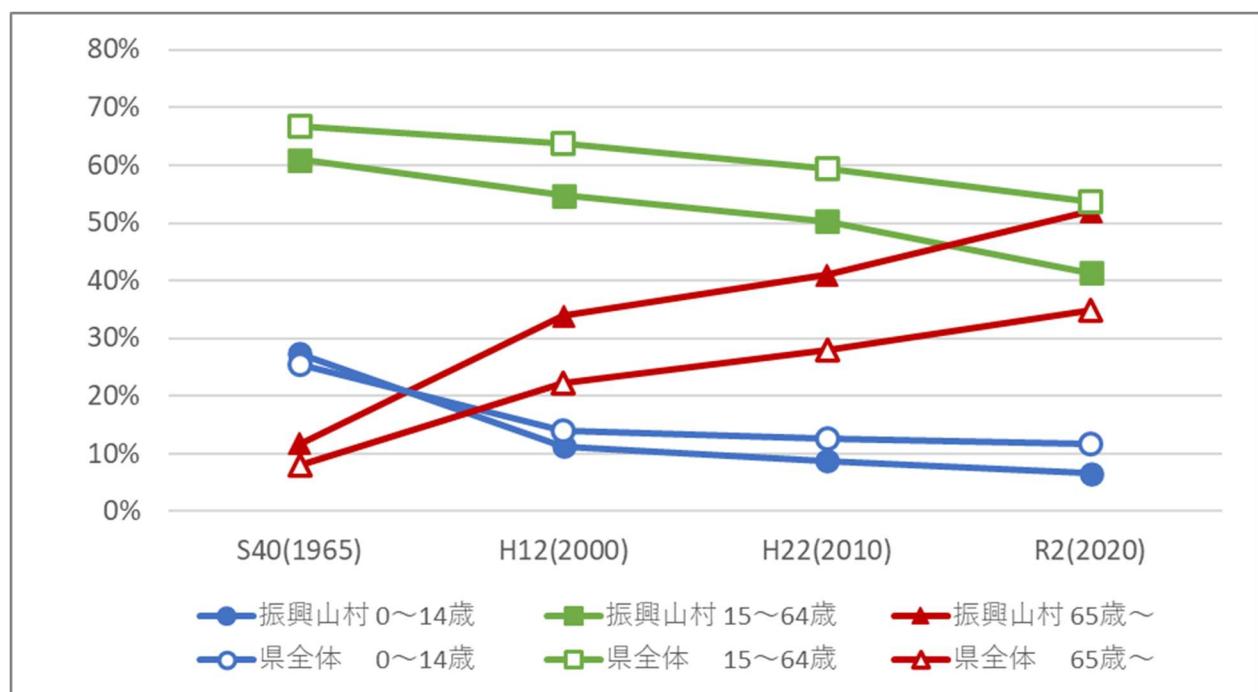


図2 年齢別人口構成比の推移



(2) 産業の動向

令和2年(2020年)の就業人口を、昭和40年(1965年)の山村振興法制定時と比較すると、全県が16.1%の減少に対し、振興山村*では64.8%も減少しています。

振興山村*における産業別就業人口比率では、第2次産業及び第3次産業の就業人口比率が高まってきている一方、第1次産業では大きく減少しています。しかしながら、第1次産業の就業人口比率は全県と比較し高い状況にあります。

○就業者数及び産業別構成比の状況

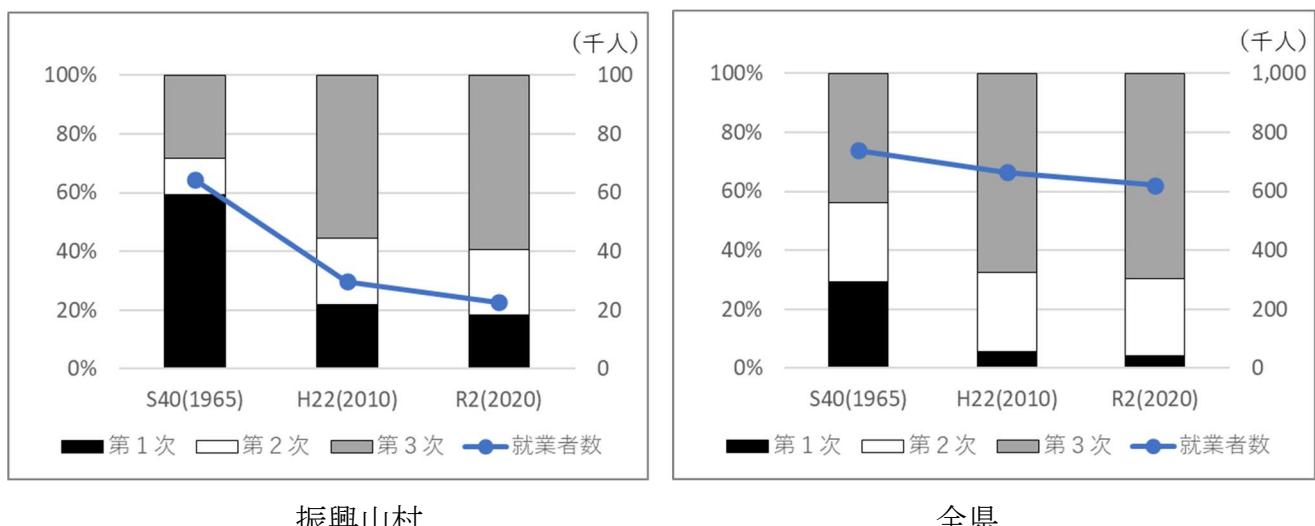
(単位：人、%)

区分	振興山村				全県			
	就業者数	第1次	第2次	第3次	就業者数	第1次	第2次	第3次
S40 (1965)	64,414	59.4	12.2	28.4	739,700	29.3	26.7	44.0
H12 (2000)	44,617	27.1	28.8	44.1	746,704	7.2	29.7	62.6
H22 (2010)	29,752	21.8	22.7	55.5	665,489	5.4	26.2	66.2
R2 (2020)	22,688	18.3	22.4	59.3	620,702	4.1	26.2	69.6
R2/S40	35.2	10.7	63.5	72.4	83.9	11.7	81.1	130.2

資料：H22までの振興山村は「山村カード調査」(農林水産省)、その他は「国勢調査」(総務省)

(注) 合計の数値は、年齢不詳のものを含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

図3 就業者数と産業別構成比



II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1 振興山村の課題

本県の振興山村*では、人口減少や高齢化の進行により、担い手不足やコミュニティ機能の維持が困難となる地域が生じるなど、厳しい状況が続いている。

その一方で、若い世代を中心に都市部から農山村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりや、コロナ禍を契機とした、時間や場所に捉われない「働き方の新しいスタイル」の普及による地方移住への関心の高まりなど、これまでの生活スタイルを見直す人が増えており、このような人々の「新しい生活の場」としても期待されています。

振興山村*を取り巻く環境が大きく変化する中、山村の自立的かつ持続的な発展を促進するため、次のような課題に対応していく必要があります。

- ・交通インフラ等の整備及び住民の日常的な移動手段の確保
- ・情報通信技術の活用によるデジタル社会の形成促進
- ・産業基盤の整備及び多様な地域資源*を生かした産業の振興
- ・防災対策の強化
- ・医療の確保及び社会福祉の向上
- ・伝統文化の継承及び教育環境の充実
- ・非常時も含めた住民生活の安定及び生活環境の整備
- ・山村への移住・定住・二地域居住*等の促進
- ・地域社会の担い手となる人材の育成
- ・自然環境の保全及び再生

2 山村振興対策の実施状況

本県では、昭和40年（1965年）の山村振興法制定後、47地域で振興山村*の指定を受け、昭和47年度（1972年度）までに市町村ごとの山村振興計画を策定しました。

これまでの山村振興対策では、県、関係市町村等が連携しながら、振興山村*の生活環境施設や農業振興施設、都市との交流施設等の整備を行うなど、生活環境や産業基盤の整備を総合的、計画的に推進してきました。

こうした取組により、日常生活に欠かせない生活交通及び情報通信インフラ等の生活環境整備や、農林業をはじめとする産業活動に必要な基盤整備が進むなど、一定の成果が現れています。

III 振興の基本方針及び振興施策

本県の振興山村*は、農林水産物の「生産の場」であるとともに、地域住民の「生活の場」でもあります。住民が生活を営み、地域を保全し、生産活動を継続することにより、新鮮で安心できる食料の供給をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保

全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多面的で公益的な機能を担っています。その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、県民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようする上で、必要不可欠な取組です。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続を図ることとします。

また、本県の山村は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増していることを踏まえ、山村が有する機能や直面している課題等を考慮し、振興山村*を県民が互いに支え合うという視点に立って、県民の理解と関心が高まるように努めつつ、各山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力が最大限に発揮できるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村*の振興・活性化を総合的に推進していく必要があります。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は山村以外の県民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び二地域居住*の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源*を活用した産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要です。

① 交通施策に関する基本的事項

県内企業の競争力強化や農林業の振興、地域資源*を活用した観光の振興など産業の活力を高めていくため、県内外における物流等の円滑化や、広域観光ルートの形成、産業の立地等に資するサービス水準の高い道路ネットワークの整備を推進します。

また、日常生活の利便性・安全性の向上を図るため、生活道路等の整備を推進するとともに、公共交通機関との連携を強化するため、鉄道駅等とのアクセス性の向上に資する道路の整備を推進します。

さらに、県民の命を守る救急医療活動を支援するため、救急医療施設への搬送時間の短縮に寄与する山陰道等の高規格道路やそのインターチェンジへのアクセス性の向上に資する道路の整備を推進します。

基幹的な市道の代行整備に当たっては、国・県道を補完し、特に、広域的な道路網を形成する路線、公共公益施設に関連する路線など、地域の活性化に必要な路線を選定して推進します。

地方バス路線、鉄道等、住民の日常生活に不可欠な交通サービスについては、その維持・確保に努めるとともに、乗合タクシーやA I デマンド交通*といった多様な交通手段により、人口減少下においても持続可能な交通システムの構築を図ります。

② 情報通信施策に関する基本的事項

デジタル技術やデータの活用による地域住民の利便性の向上や流通の効率化を促進する観点から、県が設置・運営する高速・大容量の光ファイバ*網である「やまぐち情報スーパー・ネットワーク」を活用しながら、光ファイバ*網やCATV、5G*等の通信インフラの整備を促進し、ブロードバンドなどのサービスが山村においても広く利用できる環境づくりを進めます。

さらに、情報通信基盤を活用し、県民生活に密接に関連する健康・医療・介護、教育、防災、子ども、交通、インフラ等の準公共分野において、新たなデジタル技術の導入を重点的に進めます。

あわせて、山村の有する多面にわたる機能や豊富な資源など、振興山村*の情報を広く発信し、都市との新たな交流の創出につなげます。

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

振興山村*に人を呼び込むことが地域活性化の鍵であることから、産業、技術、人材、自然、文化、歴史等の多様な地域資源*を活用した暮らしを支える多様な産業振興を図ることが重要です。

このため、産業のための諸計画と整合をとりつつ、環境の保全にも十分配慮し、地域の自然的・社会的条件を生かした農林業や地場産業の振興、企業誘致、創業の促進、商業の振興、観光・交流産業の振興に資する基盤整備を推進します。

農道、林道の整備促進を図り、基幹的な農道整備や林道整備に当たっては、農林業等の産業関連施設に関連する路線など、地域の活性化に必要な路線を選定して推進します。

また、日本型直接支払制度*や、やまぐち森林づくり県民税*を活用し、農地・森林の多面的機能の維持・増進を行う取組を推進します。

④ 産業振興施策に関する基本的事項

振興山村*の基幹産業である農林業の振興を図るため、担い手の安定的な確保を図るとともに、生産性の向上や需要拡大に資するデジタル技術の普及・定着に取り組みます。

これに加え、山村のもつ多様な地域資源*の活用によりそれらがもつ経済的付加価値を地域が最大限に享受できるよう、製造・加工から販売に至る過程を農林業者が行う6次産業化*や農商工連携*の取組を推進し、山村ならではの特産品販売や観光地域づくり等を進めます。

また、里山林の保全活動や利活用を促進する振興山村*の地域コミュニティ組織*等が地域の実情に即して行うコミュニティ・ビジネス*や地域資源*を活用した交流ビジネスの創出・定着を促進するとともに、地域の課題解決が必要な業種や未利用施設へのデジタル関連企業・サテライトオフィス*等の誘致を推進します。

加えて、野生鳥獣による農林業被害の軽減のため、被害防止対策の3本柱である

「捕獲」、「防護」、「生息地管理」に集落で取り組む「地域ぐるみの被害防止活動」を推進するとともに、効率的な捕獲・防護技術の開発・実証及びＩＣＴ機器の活用等により、実効性のある被害防止対策の実現に取り組みます。

あわせて、鳥獣被害の防止だけでなく、地域資源*の有効活用にもつながるジビエ*の利活用を促進します。

さらに、振興山村*ならではの地域特性に加え、再生可能エネルギー*に関する県内産業の技術力を生かし、省・創・蓄エネ*の組み合わせによる多様な再生可能エネルギー*の導入に向けた取組を推進します。なかでも、森林バイオマス*エネルギーを生かした地域産業の育成と、地域での森林の循環利用を進め、持続可能な資源エネルギーの地産地消（及び地産外商）を推進します。

なお、再生可能エネルギー*の導入に当たっては、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性*の保全を含め環境に適正に配慮するよう促すことにより、山村の有する多面にわたる機能の維持に努めます。

また、県産木材の新たな需要創出に向け、民間・公共建築物の木造化を進め、利用促進を図ります。

⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項

集中豪雨や台風、地震等の自然災害に対して安全で安心できる生活環境の確保を図るため、治山・治水対策、土砂災害対策、災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築等を推進します。

また、防災情報を迅速かつ確実に提供できるよう、伝達体制の充実に努めるとともに、市によるハザードマップ*の作成を支援するなど防災対策を推進します。

あわせて、大規模災害時に、速やかに孤立集落等へ支援物資を輸送できるよう、緊急物資輸送体制の構築を推進します。

⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

地域住民の医療を確保するため、診療所の施設・設備（遠隔医療に必要な機器等を含む）の充実や、医師、歯科医師、看護師の確保、保健師の配置を図ります。

また、無医地区*等への巡回診療、保健師の配置、遠隔医療等の実施により、持続可能な医療提供体制の構築に努めます。

加えて、病院相互、かかりつけ医と後方支援病院の連携の推進など地域における医療機関間の連携の推進を図るとともに、市や関係機関と連携したドクターへりの効果的、円滑な運航に努めます。

⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

高齢化がさらに進行していく中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らさせることを目指して、高齢者一人一人の状況やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシ

ステム」*の深化・推進に向けて取り組みます。

あわせて、高齢者の方々が、これまで培ってこられた豊かな知識や経験、技能等を生かしながら、積極的に社会に参加し、いきいきと活躍できるよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、子育て家庭の様々な事情に対応した多様な保育サービスの充実等、地域の実情に応じた子育て支援体制の整備を進めます。

さらに、障害のある方が地域においてライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、地域の実情を踏まえながら、市と連携してサービス提供体制を整備していきます。

健康の保持・増進対策については、市と連携し、関連情報の提供や、県民の健康づくりを支援する環境づくりに努めます。

⑧ 文教施策に関する基本的事項

地域への誇りと愛着を育む伝統的な文化の保存及び活用を図るため、伝統芸能等の大切さを多くの人々に伝えていく取組を促進するとともに、地域における継承者の育成を支援します。

また、地理的、社会的制約条件を克服し、振興山村*の教育の振興を図るため、県民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習できる機会を保障できるよう、それを支援・促進する生涯学習の基盤整備を行い、地域バランスのとれた生涯学習の振興を図ります。

学校教育においては、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進するほか、児童・生徒の減少に伴って生じる小規模校、複式学級等についての教育水準の維持向上を図るため、教職員配置の工夫に努めます。

あわせて、社会のデジタル化やデジタル技術の急速な進展に的確に対応するため、教育DX*の推進に向けた取組を進めます。

公立小中学校等学校教育施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくり、また児童生徒一人一人の個性を生かす教育の充実を図る観点から、市が行う教育内容・指導方法の多様化に対応した施設づくりや設備の充実に対する取組が円滑に進むよう、国の補助金の活用などの必要な助言・情報提供に努めます。

特に、社会教育施設については、市や広域学習圏における重要な学習拠点施設として充実に努めるとともに、相互のネットワーク化を促進し、広域的な連携、協力体制を整備することにより、地域における学習活動の一層の充実を図ります。

さらに、子どもの心身の健やかな成長を図り、ふるさとを愛する心を育てるため、豊かな自然環境を生かした体験活動を進めます。

⑨ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

県民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症の発生など非常時においても、山村の住民が他地域と同様に安定した生活を送ることができるように、社会的な体制の整備が求められています。

誰もが安心して暮らし続けられるよう、日常生活に欠かせない生活交通や買い物の利便性の確保などの環境づくりを進めるとともに、地域の実情に応じて、水道施設、汚水処理施設やごみ処理施設等の生活基盤の計画的な整備による快適な生活環境の確保を図ります。

あわせて、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動を促進します。

また、高齢化や人口減少により地域の活力が低下し、集落機能*の維持が困難になっている中で、山村のコミュニティ機能が十分に発揮できるよう、複数集落で構成する基礎生活圏（やまぐち元気生活圏）において、生活に必要なサービス等の拠点化とネットワーク化を推進し、日常生活の支援や担い手の確保、ビジネスづくり等により、持続可能な活力ある地域づくりを進めます。

⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項

振興山村*の活力を維持・活性化していくためには、U J I ターン*による移住・定住の促進や、地域と継続的に関わる「関係人口」*に着目した取組、都市と地域との多様な交流の促進等により、地域への新たな人の流れを創出することが必要です。

若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、移住希望者に対する働きかけや、相談対応・情報提供、受入支援を進めるとともに、空き家バンク*の充実等による住まいの確保や生活環境の整備を促進します。

また、都市との多様な交流を促進するため、山村が有する自然環境や歴史文化等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発など、住民の身近な暮らしを観光資源として活用する取組を推進し、観光交流人口の拡大を図ります。

あわせて、農泊の推進や体験プログラムの充実などにより、地域とのより深い関わりにつながる地域滞在型交流を推進し、地域住民と都市住民の継続的かつ多頻度な交流を促進します。

こうした取組により、地域と継続的に関わる「関係人口」*の創出・拡大を図り、二地域居住*や移住の裾野の拡大を推進します。

加えて、地域の魅力向上、交流人口の拡大を図るため、都市間や拠点間の交流・連携を強化する道路や生活の利便性・安全性の向上を図る道路の整備、高速交通ネットワークの整備、交流の拠点となる施設等の整備や歴史的施設の保全・利用を促進します。

⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少が進む中、地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るために、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要です。

このため、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出を図るとともに、特定地域づくり事業協同組合制度*の活用支援など新たな担い手を確保するための取組を進めます。

労働条件の改善に関しては、山村に生活し続けることができる環境の整備が図られるよう、居住者や移住・定住希望者を対象に、個別就業相談・情報提供・職業紹介等の支援を一貫して行い就業を促進するとともに、若者、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりを図ります。

地域の基幹産業である農業においては、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化や経営の複合化・多角化を図るとともに、省力化・高品質化を可能とする技術導入を促進することで、法人経営体の育成を進めます。

また、企業等の新規参入の促進や、募集から技術研修、就業後の定着まで一貫した支援による新規就業者の確保を図ります。

林業に関しては、高齢化の進む林業事業体等の作業員の確保を図るため、若壮年者や他産業からの就業を促進し、高性能林業機械やＩＣＴ等の先端技術を活用できる人材の育成を進めるとともに、林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

さらに、農業との一体的な取組により、振興山村*への移住・定住対策も見据えた担い手の確保を図ります。

⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

振興山村*が有する豊かな自然環境の保全に向けて、希少野生動植物の総合的な保護施策を推進し、生物の多様性の確保に努めます。

また、野生鳥獣の生息の実態把握に努めるとともに、鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護地区の指定を行い、多様な野生鳥獣の生育環境の保全を図ります。

さらに、美しい景観は山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、地域ぐるみで維持・再生する活動を進めます。

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

上記振興施策の実施に当たっては、県政運営の指針である「やまぐち未来維新プラン」や本県の中山間地域*対策を総合的、戦略的に進めるための「山口県中山間地域づくりビジョン」、「過疎地域持続的発展方針」等のその他法令の規定による地域振興に関する計画との整合性を図るとともに、県の関係する諸施策との連携を図りながら、これらを計画的かつ着実に推進します。

(参考資料) 用語解説

「山口県山村振興基本方針」に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、その用語が出てくるページを示しています。

あ

■空き家バンク

《P12》

空き家所有者等から空き家に関する登録の申込を受け、登録を行った空き家の情報を公開するとともに、利用登録を行ったものに対し、空き家の紹介を行う仕組みのこと。

え

■A I デマンド交通

《P8》

A I を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う地域公共交通サービスのこと。

か

■関係人口

《P12》

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。その地域で生まれ育った者、過去にその地域で勤務や居住、滞在の経験等を持つ者、ビジネスや余暇活動、ボランティア等をきっかけにその地域を行き来する者、二地域居住者などが含まれる。

き

■教育DX

《P11》

教育において、デジタルを活用した新たな価値の創造が行われること。

こ

■コミュニティ組織

《P9》

一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

■コミュニティ・ビジネス

《P9》

地域住民自らが、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく新たなビジネスのこと。

さ

■再生可能エネルギー

《P10》

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や利用時に二酸化炭素がほとんど発生しないため、地球温暖化防止にも有効なエネルギーのこと。

■サテライトオフィス

《P9》

企業や団体が、都市部等に構える本拠とは別に、地方等の遠隔地に設置するオフィスのこと。

し

■ジビエ

《P10》

狩猟等で捕獲した野生鳥獣の肉のこと。

■集落機能

《P12》

集落が有するとされる、冠婚葬祭など地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る「生活扶助機能」、草刈りや道普請等により地域の生産活動の維持・向上を図る「生産補完機能」、農林地や地域固有の景観、文化等を維持・管理する「資源管理機能」のこと。

■省・創・蓄エネ

《P10》

エネルギーを効率よく使う「省エネルギー」、再エネなどの自ら電気や熱を創る「創エネルギー」、蓄電池等にエネルギーを貯蔵して必要な時に活用する「蓄エネルギー」のこと。

■振興山村

《P1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13》

山村振興法第7条に基づき指定された地域。

せ

■生物多様性

《P10》

様々な生き物がいたり、山、川、海など生き物が暮らせる自然があること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

■脊梁地帯

《P3》

山岳地帯や河川の上流域のこと。

ち

■地域資源

《P7, 8, 9, 10》

自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称。

■地域包括ケアシステム

《P10》

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

■中山間地域

《P13》

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎法）の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

と

■特定地域づくり事業協同組合制度

《P13》

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、人口急減地域の課題（事業者単位では年間を通じた仕事がない等）に対応するため、地域の複数の事業者の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出し、職員派遣する「特定地域づくり事業協同組合」を設立することにより、地域の担い手の確保を図るもの。

に

■二地域居住

《P7, 8, 12》

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3か月）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を保ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

■日本型直接支払制度

《P9》

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために、地域の共同、中山間地域等における農

業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度のこと。「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」、「環境保全型農業直接支払制度」により構成される。

の

■農商工連携

《P9》

中小企業者と農林水産業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のこと。

は

■バイオマス

《P10》

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

■ハザードマップ

《P10》

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。

ひ

■光ファイバ

《P9》

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルのことをいう。光ファイバケーブルは、電気信号を流して通信するメタルケーブルと比べて信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能である。この特性を活かし、光ファイバを主な伝送媒体として、超高速ブロードバンド環境の整備が進められている。

ふ

■5G

《P9》

「G」とはGeneration（世代）の略で、第5世代移動通信システムのこと。「超高速」「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持つ。

む

■無医地区

《P10》

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であつ

て、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

や

■やまぐち森林づくり県民税 《P9》

県土保全や水源かん養など多面的な機能を有する森林を県民共通の財産として次世代に引き継ぐため、荒廃した森林の再生や竹の繁茂防止等の森林整備を重点的に推進することを目的に、2005年度に導入した山口県独自の税制度のこと。

ゆ

■U J I ターン 《P12》

都市などに住んでいる人が、出身地など別の地域に移り住むことの総称。出身地から地域外へ転出後、再び出身地に移り住むことを「Uターン」、出身地の近隣地域に移り住むことを「Jターン」、出身地に関わらず住みたい地域を選択して移り住むことを「Iターン」という。

ろ

■6次産業化 《P9》

農林漁業者による生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）の一体化を通じて、農山漁村に由来する「地域資源」（農林水産物、バイオマス等）の付加価値を高め、地域内に雇用と所得を確保する取組のこと。